

あなたの賃金が上がる？

上がります、最低賃金

2023年10月1日から北海道の

地域別最低賃金は

960 時給 円

午後10時～午前5時に
勤務する場合
深夜割増25%を加算

1,200 時給 円

※深夜(午後10時～午前5時)に勤務する場合、少なくとも25%の割増賃金
が加算されます。「深夜割増」以外にも「時間外割増」や「休日割増」が加算さ
れる場合があります。詳しくは、連合へご相談ください。



最低賃金は、
都道府県ごと
に毎年、見直されて
います



最低賃金額
を下回る賃
金は法律違反とな
り、下回った場合、
差額を請求できます



会社は、最低
賃金額以上
の賃金を支払う義
務があります



最低賃金は、パートタイマー
や学生バイト、臨時、嘱託な
ど雇用形態や呼称に関係なく、原則
すべての労働者とその使用者
に適用されます



「おかしいな?」「低いかも?」と思ったら、なんでも労働相談ホットラインへ

労働相談チャットボット「ゆにボ」▶



日本労働組合総連合会北海道連合会(連合北海道)



0120-154-052

いこうよれんどうに

スマホ・
携帯
OK

〒060-8616
札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル6F
<https://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

連合北海道





あなたの 最低賃金

今すぐ
チェック

①確認 | 給料のうち対象となる項目を確認しよう

最低賃金との比較対象になるのは、基本給＋諸手当（精皆勤手当・通勤手当・家族手当は除く）です。ボーナスや残業代、その他臨時の手当は含まれません。

対象

基本給 + 諸手当

対象
でない

一時金（ボーナス）／残業代／精皆勤手当
通勤手当／家族手当／その他臨時の手当

②比較 | 1時間あたりの金額に変換し、実際に比較しよう

職場ごとに決められている「所定労働時間」や「所定労働日数」を調べましょう。就業規則や契約書等からわかります。それをもとに以下の計算式で算出した金額と、最低賃金額とを比較します。

☒ **時給の人**

時給額 そのままでOK!

☒ **日給の人**

日給額 ÷ (1日の所定労働時間)

☒ **週給の人**

週給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 週の所定労働日数)

☒ **月給の人**

月給額 ÷ (1日の所定労働時間 × 年間所定労働日数 ÷ 12)

☒ **歩合給の人**

連合「なんでも労働相談ホットライン」にご相談ください



③相談 | 自分の給料が最低賃金より低かったら相談しよう

- お勤め先に労働組合があれば、組合から経営者に申し入れをしましょう
- 労働組合がなければ、連合「なんでも労働相談ホットライン」へ電話してみましょう
- お勤めの業種によっては、より高い最低賃金が適用される場合があります

あなたは
大丈夫？
ウェブで
チェック!

「最低賃金よりも低いかも?」「おかしいな?」と感じたら…
なんでも労働相談ホットラインへ!

